

2026 図解建築法規

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

434 頁の表（下線部分を訂正）

| 地域 | 建築物の種類など | | 工事等の種類 | 備考 |
|----|-------------|-----------------------------------|--|---|
| 全国 | 特殊建築物 ① | 法別表第一(イ)欄用途の建築物(図表 112、(1)～(6)参照) | その用途に供する部分の床面積の合計 > 200 m ² | (1) 防火・準防火地域以外の増改築、移転で延べ面積が 10 m ² 以内のものは確認を必要としない。 〔法 6 条 2 項〕 |
| | 大規模建築物 ② | (削除) | (削除) | |
| | | ①以外 | 階数≧2、又は述べ面積 > 200 m ² | |

2026 年 4 月 23 日

新日本法規出版株式会社